[提案型]

Flow

愛称名の使用開始までの流れ

※ネーミングライツ導入ガイドラインP10の内容を詳細に記載しています。

STEP 01 ネーミングライツ・パートナーの提案募集

▼

STEP 02 事業者からの事前相談書の提出

▼ （※1）受付翌日から30日間

STEP 03 事前相談受付設定（HPにて公表）（※1）

▶ 他の事前相談あり

【募集型へ切り替え】
ネーミングライツ導入ガイドラインP8~9「外部有識者等の意見聴取、審査委員会による審査」へ

▼

結果通知①

STEP 04 他の事前相談なし

審査委員会による導入可否の検討

▶ 導入不可能（審査結果）

【事業者へ通知】 …再募集等検討

▼

結果通知①

STEP 05 導入可能（審査結果）

審査結果を踏まえ、事業者から申込書の提出

（※2）優先交渉者を選定します。

（※3）最低基準に満たない場合失格になります。

▼

STEP 06 外部有識者等の意見聴取、審査委員会による審査（※2）（※3）

▼

結果通知②

STEP 07 ネーミングライツ・パートナーの決定（※4）

（※4）優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行い、協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と順次協議を行います。

▼

STEP 08 契約の締結（※5）

（※5）契約に伴い、事前に議会等へ報告を行います。

▼ （※6）5か月程度

STEP 09 表示等の変更・周知（※6）

▼

STEP 10 愛称の使用開始